

後発医薬品使用体制加算

当院は、**後発医薬品使用体制加算**の届出を行っております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に推進し、
医療費の負担軽減と、より効率的で安全な医療の提供に努めています。後発医薬品は、有効成分・効能効果・安全性が先発医薬品と同等であり、国の承認を受けた医薬品です。患者さんの病状や希望を踏まえ、適切に後発医薬品を選択しています。

医薬品の供給が不足した場合は、状況によって治療計画の見直しや投与する薬剤を適切に変更します。

また、患者さんが希望される場合には、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を選択することも可能です。

その場合、厚生労働省の定めにより、先発医薬品と後発医薬品の価格差の **4 分の 1 相当額**を特別料金としてお支払いいただきます。

ご希望やご不明な点がございましたら、医師または薬剤師にお気軽にご相談ください。